

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

告示	○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 ○患者又は疑似患者の発見について届出があった件 ○県営土地改良事業計画を変更した件 ○土地改良法により換地処分をした件 ○保安林の指定をする件 ○肥料の登録の有効期間を更新した件	三三 三三 三三 三三 三三 三三
告示	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 ○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 ○障害者自立支援法による指定相談支援事業者を指定した件 福島県病院局 ○随意契約の相手方を決定した件 福島県選挙管理委員会 ○福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程 正誤 ○平成二十年四月二十二日付け定例第九百七十二号中	三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三

## 告示

### 福島県告示第六百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
リオン・ドール鎌田店 福島市鎌田字西舟戸十一一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケヨーデイツー会津若松神指店 会津若松市神指町大字四合字幕内南六百三十二一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第六百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年十月十日から同年十一月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工労政部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
MOLTI 郡山市駅前二丁目十一番一号
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第六百八十七号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患者又は疑似患者となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	疑似患畜	二頭	西白河郡	平成二〇年一〇月一日	再検査

(畜産課)

福島県告示第六百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、益田地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年十月十四日から  
同 年十一月四日まで（二十二日間）

三 縦覧の場所

南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十年十月一日河東西部地区の県管区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

(農地管理課)

福島県告示第六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林の所在場所

田村市都路町岩井沢字日向一七七

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第六百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

登録番号 (福島県)	肥料の種類 肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
		窒素全量	りん酸全量	加里全量				
818	魚糞物 加工肥料	5.5	1.1	1.1	含有を許される有雪成分の最大量は公定規格のとおり。	特定非営利活動法人 海外壮年協力隊	東京都墨田区大平二丁目14番9号	平成23年9月26日

(農業総合センター)

公 告

公告第五百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年九月三十日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ふくしま成年後見センター
- 三 代表者の氏名  
國井 輝夫
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市北五老内町六番四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、福島県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、成年後見制度の普及及び啓発、成年後見人候補者等の推薦、受任活動及び相互支援、成年後見に係る事例検討及び課題研究並びに成年後見、相続等の利用に係る相談及び支援を通じた成年後見制度等権利擁護に関する事業を行い、高齢者・障害者等の誰もが共に生きることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

公告第五百二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年九月十六日
- 二 名称  
特定非営利活動法人いわき自立生活センター
- 三 代表者の氏名  
長谷川 秀雄
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県いわき市平研町一番地
- 五 定款に記載された目的  
本会は、障害者が自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

公告第五百二十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、

指定相談支援事業者を次のとおり指定した。  
平成二十年十月十日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの主たる対象者
相談支援事業 こじか キッズ サポーター （K O J I K A K I D ' S U P P O R T）	福島市方木 田字赤沢一 九一	社会福祉法人 聖母愛 真会	福島市方木 田字前白家 一八一	平成二〇年 一〇月一日	相談支援	障害児

(障がい福祉課)

福島県病院局

公告第一七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。  
平成20年10月10日

福島県立会津総合病院長 佐藤 勝彦

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
会津総合病院病院情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地  
福島県立会津総合病院 福島県会津若松市城前10番75号

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年 8 月21日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社郡山支店 福島県郡山市清水台二丁目13番23号
- 5 随意契約に係る契約金額  
606,900,000円
- 6 随意契約とすることとした理由  
特例政令第10条第1項第1号該当

(事務 局)

### 福島県選挙管理委員会

#### 福島県選挙管理委員会告示第六十四号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年十月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 新妻 威 男

#### 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一号様式その一中

				名簿届出政党等の名称 (ふりがな)	
				略 (ふりがな) 称	
氏名 (ふりがな)	順位	氏名 (ふりがな)	順位	氏名 (ふりがな)	名簿登載 なるべき

名 (な)										者の氏名及び当選人と 順位
順位										
氏 (ふりがな) 名										

を

名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 名簿届出政党等の名称
順位			
氏 (ふりがな) 名			
順位			
氏 (ふりがな)			

順位

に改め、同表その一備考「中」右を「上」に改め、


同表その一備考二中「及び」略称を「、」略称」及び「名簿登載者の氏名」に改め、「名簿登載者の氏名及び」を削る。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	正	誤

○平成二十年四月二十二日付け定例第九百七十二号中

二七二	下	後ろから四	宇佐須峠六の六（次の図に示す部分に限る。）	字宇佐須峠六の六
二七三	上	一〇		

ページ	段	行	誤	正

○平成二十年四月二十二日付け定例第九百七十二号中

二七三	上	一	指定理由の消滅 （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）	指定理由の消滅
-----	---	---	--	---------

一五	道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）
道路用地とするため	